◎第２種普通規制地域

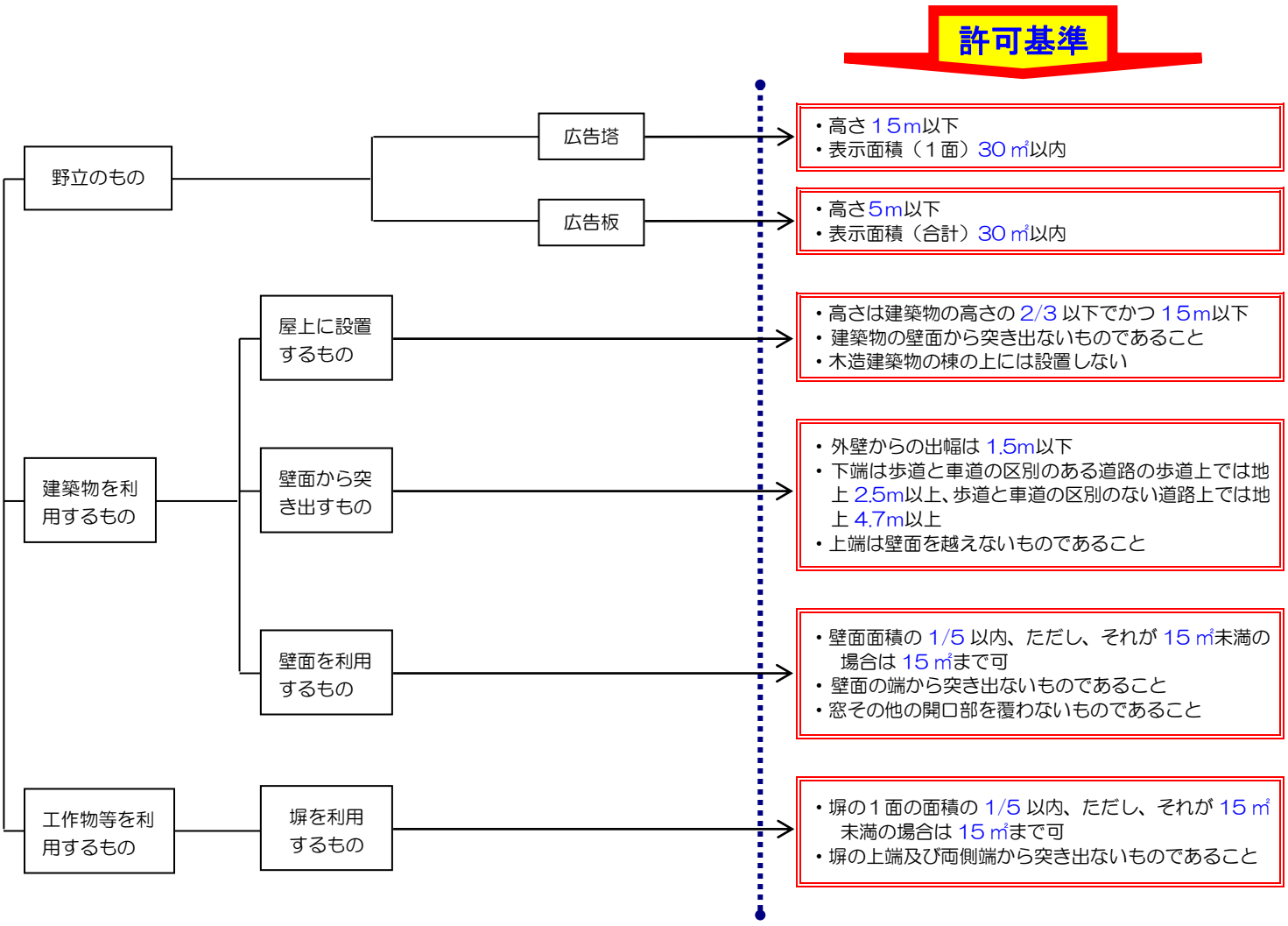
許可基準
野立のもの
広告塔
・高さ１５m以下
・表示面積（１面）30 ㎡以内
広告板
・高さ5m以下
・表示面積（合計）30 ㎡以内
建築物を利用するもの
屋上に設置するもの
・高さは建築物の高さの 2/3 以下でかつ １５m以下
・建築物の壁面から突き出ないものであること
・木造建築物の棟の上には設置しない
壁面から突き出すもの
・外壁からの出幅は 1.5m以下
・下端は歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上 2.5m以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上 4.7m以上
・上端は壁面を越えないものであること
壁面を利用するもの
・壁面面積の 1/5 以内、ただし、それが 15 ㎡未満の場合は 15 ㎡まで可
・壁面の端から突き出ないものであること
・窓その他の開口部を覆わないものであること
工作物等を利用するもの
塀を利用するもの
・塀の１面の面積の 1/5 以内、ただし、それが 15 ㎡未満の場合は 15 ㎡まで可
・塀の上端及び両側端から突き出ないものであること